

岩泉町社会福祉協議会一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年11月1日～令和7年10月31日までの2年間

2 内 容

子育てを行う労働者等の就業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

<対 策>

令和5年11月 定例運営会議において説明を行う
令和5年12月 職員に対してパンフレットを配布し説明する
令和6年4月 職員に対し研修会で周知する

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

<対 策>

令和5年11月 定例運営会議において説明を行う
令和5年12月 職員に対してパンフレットを配布し説明する
令和6年4月 職員に対し研修会で周知する

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対 策>

令和5年11月 定例運営会議において説明を行う
令和5年12月 職員に対してパンフレットを配布し説明する
令和6年4月 職員に対し研修会で周知する

目標2：所定労働時間の削減のための措置の実施

<対 策>

令和5年11月 定例運営会議において説明を行う
令和5年12月 職員に対してパンフレットを配布し説明する
令和6年4月 職員に対し研修会で周知する